

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 課単位で行う新年会費用

Q：当社は、毎年、社員全員で新年会を行っていましたが、今年は、会場が見つからず、各課単位での新年会にしようと考えています。

この場合も福利厚生費として処理してよいでしょうか。

A：新年会が全ての課で行うものであり、また、金額がおおむね一律で通常行われる範囲のものであれば、福利厚生費となります。

#### 【解説】

従業員を慰労するための忘年会や新年会は、一般に広く行われている行事であると認められます。また、業務に関連したもので恣意性はないと認められますので、給与等にはなりませんし、通常要すると認められる金額であれば、福利厚生費に該当し交際費には含まれません。

また、従業員を対象とするレクリエーションは、会社の規模によって必ずしも同一の時期、方法で行われるとは限りません。各課ごとの新年会もその課に属する全従業員を対象としたものであれば、福利厚生費となります。しかし、一部の課のみの費用を負担した場合には交際費となりますので、注意してください。

なお、レクリエーション行事を課単位で行うこととしている場合には、その行事の実施状況を明らかにしておくとともに、各課に支給された金銭が社内行事の費用に充てられたものであることを証する資料を保存しておくことが必要です。

